

○河北郡市広域事務組合財政調整基金条例

制定 平成16年3月1日 条例第21号

第1条 河北郡市広域事務組合は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）の規定に基づき、長期にわたる財政の健全な運営に資するため、河北郡市広域事務組合財政調整基金（以下「財政調整基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 各年度において一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち2分の1に相当する額を当該剰余金を生じた年度の翌年度において財政調整基金として積み立てるものとする。

2 法第4条の3第1項の規定により積み立てる積立金は、財政調整基金として積み立てるものとする。

3 前2項の規定により積み立てた財政調整基金から生ずる収入は、すべてこれを財政調整基金に繰り入れるものとする。

（運用の方法）

第3条 財政調整基金の運用については、法第4条の3第3項の規定によるものとする。

（処分）

第4条 財政調整基金は、法第4条の4の規定によりこれを処分することができるものとする。

（運用状況の報告）

第5条 財政調整基金の運用状況については、決算を議会の認定に付する際あわせてこれを報告するものとする。

（規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。